

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの詰め替え販売における本人確認等の義務化について

令和元年7月に発生した京都市伏見区のガソリンを起因とする爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンを容器へ詰め替え販売する際には下記の事項の確認が義務化となります。

ガソリンスタンド等でガソリンを購入される際には、ご理解ご協力をお願いします。

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に関して

- ① **本人確認**
- ② **使用目的の確認**
- ③ **販売記録の作成**



- ・ 本人確認を行うことのできる書類の例
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- ・ 本人確認を省略することができる場合もあります
例. 既に本人確認が行われている場合
継続的な取引がある場合
ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合

このお知らせに関する問い合わせ先

比企広域消防本部 予防課保安係

☎ 0493-23-2268

令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

